

だけではなくて、大臣にも報告が上がっていますが、

大臣すら知らないということでいいんですか
ということを聞いています。それを聞いているんですよ。お答えください。裁判とは関係

ないですよ。

○麻生国務大臣 これも度々御質問にお答えして
いるところであるとは思いますが、存否を
含めて、私どもとしてはコメントをすることは差

し控えさせていただきます。ずっと申し上げてお
りますとおりです。

○階委員 まず、度々の質問じゃないですか。
あるかないか分からないと大臣はおっしゃった
んですよ。あるかないか分からないというこ
とですか。当然、内部では調査していると思いま
すけれどもね。私はあると思っていますけれど
も、万が一、ないならないで、報告は上がつて
るはずじゃないですか。そういう報告も上がつて
いない、それでいいんですね。

○麻生国務大臣 度々お答えしておりますが、存
否を含めてコメントすることは差し控えさせてい
ただきます。今、何といつても訴訟の中ですか
ら。

○階委員 違いますよ。存否というのは客観的な
ことなんだけれども、あるかないか分からないと
いうのは大臣の主観的な認識じゃないですか。

大臣が、あるかないか分からない、自分の認識

をお答えになつたので、あるかないか分からないと
いうことは、部下から報告は上がつてきていて
いた。このことですね。

○麻生国務大臣 御自分の求められる答えになら
ないからといって、同じ質問をずっとしておられ
ます。存否の話とは違いますから。どうぞ

お答えください。

○麻生国務大臣 御自分の求められる答えになら
ないからといって、同じ質問をずっとしておられ
ます。存否を含めてお答えすることはできないと申
し上げております。(階委員「答えになつてな
いよ」と呼ぶ)

それでは、質問に入ります。

○越智委員長 ちょっと止めてください。

〔速記中止〕

○越智委員長 では、速記を起こしてください。

階君。

○階委員 先ほど確かに大臣は、あるかないか分
からないとおっしゃっていましたので、部下から
報告が上がっていないことなのかどうか、

お答えください。

○麻生国務大臣 先ほど、誤解を招いた答弁に
なっているのかもしれませんけれども、私が申し
上げているのは、存否も含めてお答えできないと
決定をいたしていただいていることであり

いう点につきましては、私いたしましても意思
決定をいたしていただいていることであります。

○階委員 ちょっと、全然、先ほどと言っている
ことが変わったんですね。理財局長もこの間の答弁

と違うことを言いましたし、結局、皆さんはそ
うやつてゴールポストを永遠に動かし続けて隠蔽を
し続けるということであると、やはりまた同じよ

うな問題が起きるんじゃないかな、倫理も腐れて
いくんじゃないかななどということを申し上げます。

○麻生国務大臣 度々お答えしておりますが、存
否を含めてコメントすることは差し控えさせてい
ただきます。今、何といつても訴訟の中ですか
ら。

○階委員 違いますよ。存否というのは客観的な
ことなんだけれども、あるかないか分からないと
いうのは大臣の主観的な認識じゃないですか。

大臣が、あるかないか分からない、自分の認識

をお答えになつたので、あるかないか分からないと
いうことは、部下から報告は上がつてきていて
いた。このことですね。

○麻生国務大臣 御自分の求められる答えになら
ないからといって、同じ質問をずっとしておられ
ます。存否の話とは違いますから。どうぞ

お答えください。

○麻生国務大臣 御自分の求められる答えになら
ないからといって、同じ質問をずっとしておられ
ます。存否を含めてお答えすることはできないと申
し上げております。(階委員「答えになつてな
いよ」と呼ぶ)

それでは、質問に入ります。

初めて、所得税の在り方についてなんですが、
かつて財政制度審議会も指摘していたように、現
在の所得税には、所得一億円を超えると税負担率
が下がるという累進性に反した傾向が見られます。
所得税の累進性を回復させるためには、所得

一億円以上の税負担を引き上げるということがな
ければなりません。とりわけ金融所得課税の強
化、これが求められていると思います。

そこで、麻生財務大臣に伺いますが、来年度の
所得税改正案についてはそのような措置が盛り
込まれているでしょうか。

○麻生国務大臣 金銀所得課税の更なる見直しと
いう点につきましては、今般の税制改正案、これ
は残念ながら盛り込まれておりません。残念なが
らと申し上げておきます。

これは、令和三年度の税制改正大綱において、
私どもの自由民主党の、与党の税制調査会において
ても、税負担の垂直的な公平性を確保する観点か
ら、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、
総合的に検討するということとされておりまし
て、これはやる予定だったんですけども、コロ
ナのおかげでもうすっかりばたばたになりました
のですから、残念ながら、今年、この問題題に手
をつけることはできなかつたんだという具合に、
自分なりにそう思つております。

どういったところ等々、経済等への影響をどう
考えるかという論点も含めまして、ちょっとこれ
は総合的に精査をいたしませんと、株の話につき
ましては、また更に預金が増えておりますもの
ね、現預金が。金がなくなる、金がなくなると
いつて、貯金が減るといううわさでしたけれど
も、全然減るどころか、増えております。ない
ないと言う方はどこにそのお金を使われたのかよ
く分からぬのですけれども、絶対額は増えており
ます、十数兆円。ちょっと正面考えさせられる
ところなので、これが債券等々にうまく散つてく
るということが我々の希望でありますけれども、そこ
を含めてうまくやるようなことを、総合的なこと

を考えないと難しいなと思つております。

○清水委員 本委員会でも多くの議員が指摘して
いたわけですが、昨年から今年にかけて、コロナ
下でも株価は上昇しているわけでございます。先
日の日経平均が三十年ぶりに三万円を超えた。

多くの国民にはその実感を得ることはできてい
ませんが、多額の金融資産を持つ富裕層には物
すごい恩恵が生じていると思います。しかし、富
裕層の資産の拡大はここ一年の出来事に限つたわ
けではなく、アベノミクスの下で大きく伸びてい
ると言えると思います。

野村総研が昨年十二月に公表した資料によりま
すと、金融資産一億円以上の富裕層、超富裕層が
保有している純金融資産は、二〇一三年以降、一
貫して増加を続けています。

配付資料の一を御覧ください。

二〇一九年の時点では、金融資産五億円以上の
超富裕層は八万七千世帯で、九十七兆円の金融資
産を保有しております。現時点で見れば株価の上
昇で更にその資産は増えていると考えられるわけ
ですが、大臣は、この表を見ていただいて、国民
の中に資産格差が広がっている、この実感は持つ
ておられますでしょうか。

○麻生国務大臣 この資料ですけれども、これは
野村総研の資料なので、次に資料を出されるとき
は、もう少し高齢者向けに大きな字で書いたやつ
にしてもらいたいね。これじゃ読めぬから。これ
は知っていたからいいですけれども、知らなきゃ
これは読めませんな。よろしくお願ひします、御
配慮を。

野村総研の資料なんだと思いますけれども、こ
の試算方法などを把握していないので、ちょっと
コメントすることは、試算というのいろいろな
やり方がありますので、御存じのように。したが
いまして、その上で、コメントというのは差し控
えさせていただきますけれども、試算方法をよく
把握できていませんので。

二〇一二年の私どもが政権交代をさせていただ
いて以来、経済というのは、好循環を背景にし

て、株価も八千九百円とかいうところから三万円台まで上がったりしておりますけれども、幅広い世帯が株式を保有しているということなどから、國民に幅広い恩恵もあるんだ、私どもはそう認識しておりますが、いわゆるマス層というのは分かりますか、マスの層。マス層の純金融資産といふものを見ますと、二〇一一年から二〇一九年にかけて百五十六兆円、兆ですよ、國家予算が百兆ですから。百五十六兆円増加をいたしておりました。

いずれにいたしましても、経済格差については、所得と資産の分布を含めて各種指標を注視してまいりとともに、格差が固定化しないようにいろいろ考えておかないとこだと思いますが、これは是非、GPIFというもののこの株価の上昇による恩恵は極めて大きくて、年金がなくなるんじやないかという話を民主党の内閣の時代はよくやつておられましたけれども、今そんな話は全く出なくなつた最大の理由は株価の上昇にあつたということは言えるんだと思います。

○清水委員 資産格差の拡大について質問していくわけですが、表を見ていただきました

ところが、これは是れ、GPIFというもののこの株価の上昇による恩恵は極めて大きくて、年金がなくなります。

○清水委員 どうぞお聞きください。

は、所得と資産の分布を含めて各種指標を注視してまいりとともに、格差が固定化しないようにいろいろ考えておかないとこだと思いますが、これは是非、GPIFというもののこの株価の上昇による恩恵は極めて大きくて、年金がなくなります。

○清水委員 どうぞお聞きください。

万円です。一方、最も収入の多い第十階級は約百

万円と、収入が四倍近くあるわけですね。

ところが、その下にあります消費税の負担といふところを見ていただいたら分かると思うんです

が、第一階級の方は約一万三千円ですね。第十階級の方は二万八千円程度ということで、二倍ぐら

いの差しかないわけです。更に言いますと、第一階級の所得税負担額が一千八百八十九円であることを考えれば、この消費税負担の一萬三千円というのがいかに重いかということが分かると思うんです。

二〇一九年、一昨年十月の消費税一〇%への引上げで更に、収入の低い階級で、消費税増税により負担が重くなっているか、負担増となつたのか。また、そのことで更に所得格差が拡大したというふうに推定できると思うんですが、この消費税の増税といわゆる所得格差の問題について、財務大臣の認識を伺います。

○麻生国務大臣 二〇一九年の消費税の引上げと

いうのは、これはもう度々申し上げておりますよ

うに、全ての世代がいわゆる全世代型の社会保障制度へと大きく転換をしていくというの、我々にとって避けて通れぬ問題なんだ、まず大前提と

してそう思つております。

○麻生国務大臣 二〇一九年の消費税の引上げと

いうのは、これはもう度々申し上げておりますよ

うに、全ての世代がいわゆる全世代型の社会保障制度へと大きく転換をしていくというの、我々

にとって避けて通れぬ問題なんだ、まず大前提と

してそう思つております。

○麻生国務大臣 二〇一九年の消費税の引上げと

いうのは、これはもう度々申し上げておりますよ

うに、全ての世代がいわゆる全世代型の社会保障制度へと大きく転換をしていくというの、我々

にとって避けて通れぬ問題なんだ、まず大前提と

してそう思つております。

方に対しましては少なくとも年六万円の給付の創設というのをやらせていただきたい、ゼロ歳から二歳までについては、住民非課税世帯を対象とした幼児教育の無償化等々。

いろいろそいつた低所得者への対応というのをやらせていただきながら、私どもとしては、少

なくとも、国民皆保険制度等々の日本の社会保障制度といふものを長期にわたって安定したものにしていきたいという面も考えてやらせていただきたいと思います。

〔井林委員長代理退席、委員長着席〕

○清水委員 なかなか私と大臣との認識のギャップは埋まらないようですが、やはり資産格差、所得格差を是正する有効な手

法として、消費税率の引下げ、これは本当に検討するべきだと思います。

○清水委員 なつかなか私と大臣との認識のギャップは埋まらないようですが、やはり資産格差、所得格差を是正する有効な手

法として、消費税率の引下げ、これは本当に検討するべきだと思います。

と同時に、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握しながら対応すべきものと考えておりますし、

また、コロナウイルス感染症の影響によって納税が困難となつた納税者の方々につきましては、そ

の置かれた状況や心情に十分に配慮をすることも必要と認識しているところでございます。

○清水委員 このような窓口の対応というのは、東京だけじゃなくて、私の地元の大坂府の箕面市も滞納している市民税を優先して払え、法律ではそういうところなんですが、子供の高校授業料よりやらせていただきたいと思つております。

やられていただきたと思つております。

〔井林委員長代理退席、委員長着席〕

○清水委員 なつかなか私と大臣との認識のギャップは埋まらないようですが、やはり資産格差、所得格差を是正する有効な手

法として、消費税率の引下げ、これは本当に検討するべきだと思います。

○川瀬政府参考人 お答え申し上げます。
の内容をやはり地方公共団体に徹底するべきでは
ありませんか。お答えいただけますでしょうか。

差押え禁止がされている債権がある。

などが振り込まれた直後に差押えを行つたといふ事案につきまして、実質的に差押え禁止されているものとを差し押さえたことと同視されるようなものは行うべきでないということにつきましては、総務省といたましても、過去に国会答弁等でお答えを申し上げてきているところでございますが、従前、そうした事案があつた際に地方公共団体に対しても注意を促したこととござりますので、今後ともそうした立場に立ちまして対応を図つてまいりたいと考えております。

次は、持続化給付金の差押え問題です。私は、昨年十一月二十四日の当委員会におきまして、持続化給付金の差押え問題について取り上げました。その後、国税庁の方針は変更されていないのかどうか、確認したいと思うんです。また、持続化給付金が入金された直後の預貯金口座の差押え、これは今も行っておりませんよね。このことだけ確認してください。

○鶴水政府参考人 お答えいたします。

国税局といたしましては、国税の精緻整理に当たりまして、法令等を一律、形式的に適用するのではなく、譲納者個々の実情に即しつつ適切に判断する必要があると考えております。

持続化給付金につきましては、法令上差押えが禁止されていないものの、その趣旨が経済的な影響を受けた事業者等への支援であることを踏ままして、持続化給付金の支給を受ける権利、債務を直接差し押さえて実際に使用できなくなることや、残高のない預金口座への持続化給付金の振り込みを待つて狙い撃ち的に差し押さえ、銀行口座に入金された持続化給付金を実際に使用できなくなるような差押え、こうしたことは慎むべきであり、慎重な対応を行いう旨を各国税局、税務署に指導

卷之三

示しているところでございまして、その方針に変更はございません。

六

私、この質問の後に知つたんですが、兵庫県内に住む飲食店経営の女性の銀行口座に振り込まれた持続化給付金が差し押さえられた裁判で、昨年十一月十九日に神戸地裁伊丹支部が、給付金の性質上、差押さえは認められないとする決定を出しました。

○鑑水政府参考人 お答え申し上げます。
その後十一月二日からのものだけで半額が確定いたわけですが、知っているか知つていてないかだけ、国税庁次長はこの判決については承知なれおられますでしょうか。知つているか知らなかつただけで、いかであります。

大変申し訳ございませんが、存じてない

○清水委員 是非国税局にも関心を持つて聞いていただきたいと思いますが、実はこの案件は、この女性の債権を持つ貸金業者が申立てをしたために、九月一日に持続化給付金が振り込まれたものの、もう既に出金できなくなっていたというものです。

判決では、持続化給付金の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人事業者らの事業継続を支え、再起の糧とすることだと指摘し、給付対象に現実的に確保されなければ目的を実現するのは困難、債務権者が代わって支給を受けることは予定されていないという内容がありました。

卷之三

昨年の通常国会では、持続化給付金の取扱いについて、差押え禁止の立法措置を与党内で検討していると梶山経済産業担当大臣が答弁されていましたが、結果的に立法措置が行われなかつたわけであります。

経済産業省に伺いますが、当時、このようなな持続化給付金の差押えが発生するということは想定されていましたのでしょうか。

○飯田政府参考人 お答えいたします。

持続化給付金でございますが、今委員御指摘の

卷之三

とおり、厳しい経営状況に置かれていた事業者に対しまして、事業の継続のために、使途制限のない現金を幅広く給付する、こういう趣旨でござる。

第三回

経済産業省といたしましても、当時 持続化付金の差押さえが起きる可能性は認識しております。付金が差し押さえられることなく確実に事業者の手元に届いて、給付の趣旨に沿った形で使途を事業者に委ねることが重要だということを考えておりまして、したがいまして、金融機関側において、事業者の担保の貸出しや差押さえの削減

に当たつては事業者の置かれた状況を十分に踏
えた特段の配慮を行つよう、昨年の五月に要請
を行つてゐるところでござります。

○清川委員 こうしたこととを想定していなかつたのか、だんだん結果的に今のような
まことにあつたのですからうらやましいです。

持続化給付金の新規の申請はもう終わりましたが、まだ審査中の人も大勢いらっしゃるんですね。本日も、給付金がようやく振り込まれたという報告が私の事務所にもありました。まだ統一しています。これ以上、この持続化給付金が差し押さえられることがないよう、今、中企庁に答えていただきましたけれども、徹底していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。
昨年の質問時点で、絵務省だけが、国税庁の
うな持続化給付金の差押えを行わない旨の通達を
出していなかつたわけですが、私が差押えをし
て、自分で支払つたときに、これがいつか

いの自治体があることを指揮していかにもがからず何もしなかつたということが、やはり、いろいろ事案として出てきているのではないか。民の債務ですら持続化給付金の差押さえを禁止する断が司法でなされているわけですが、被害者がざわざ裁判をしなければ回避できないというは、やはりおかしいのではないか。

総務省はこの神戸地裁の伊丹支部の決定を自体に徹底するべきだというふうに思うんですがいかがでしょうか。

一五〇

○川宮政務参考人 お答え申し上げます
総務省といたましましては、まず、地方
の滞納事案につきましての差押えという
の付ふが私こちら担当と一ふうことになつ

の如麻が和力せの持主といふ事の如く、

共団体に対しましては、これまで、地
事務の執行に当たりまして、留意事項等
通知を出してございます。その中で、滯
別具体的な実情を十分に把握いたしまし
正な執行に努めるよう」ということでお
ござります。

さらに、これに加えまして、今年の一つには、コロナウイルス感染症の影響によつて、現状に置かれて納税が困難となつておられる方々に対する柔軟かつ適切な対応を団体に依頼する、このための新たな通知を発するところです。

では、納税者等の方々の対応の基本姿勢として、
いまして、先ほど申し上げましたように、
談等を受けた際に、置かれた状況や心情を考慮して、分かりやすく丁寧な説明を行なう
とを依頼するとともに、関係する仕組みを
まして、差押えの解除や猶予申請の際の
金の取扱い、また猶予申請に当たっての
素化などにつきまして、法令上の規定や
周知と行つたところでございます。

居候に行つたことを周知いたしまして、地
体において柔軟かつ適切な対応を行つて
よう依頼をしていりと云うところでござ
る事で御座ります。是が爲めに、この度は

（清水義典）是非徹底していかなければなりません。次に、持続化給付金の不正受給について報道によりますと、元大阪国税局職員や税務署職員が関わった事件もあるといいます。税務の専門家である現職の税OBがその知識を利用して国の給付金で化給付金をだまし取つたという、驚きでし難い行為だと思います。

麻生財務大臣にお伺いしますが、国税庁が現在把握している現職の職員や元職員が関与したこの持続化給付金等の不正受給事件はどれだけあるのか。また、国税庁が行つた処分について御説明いただけますか。

○麻生国務大臣 今御質問のありましたもので、いわゆる現職の国税庁の職員とか元職員が関与した持続化給付金の不正受給事件ということ、そういた一件を把握しておりますが、国税庁からの報告を受けているのはその二件でありまして、いずれにいたしましても厳正に対処するものと承知をしておりまして、いわゆる検査等々の状況を踏まえて、事実確認をもつてきちんとやらせていただきます。

元職員である税理士につきましては、既に自主的に税理士登録抹消といつことで、税理士法上の懲戒処分を行なうことができないことについては御理解をいただきたいと思っております。

○清水委員 今は廃止になつてゐるんですけども、税務職員の心得というのがありますし、税務運営方針といふんですが、次のように書かれています。一部の職員の間に起きた不正事件であった。それは、税務行政全般の信用を傷つけるものである。税務行政に携わる職員は、一人一人が公務員としての責任と税務職員としての職務の重要性について、常に自覚を新たにするとともに、誘惑の多い職場であることに顧み、平素から細心の注意を払い、いやしくも不正事件を引き起こすようなことがあつてはならない、こうあるんですね。

現在でもこの内容は極めて重要なだと思います。全ての税務職員に徹底されるべきものだと思いますが、今、そのような教育や指導というのにはな

さつておられるんでしょうか。副大臣、お答えください。

○伊藤副大臣 お答えいたします。

○伊藤副大臣 お答えいたします。

税務運営方針、先生御指摘のとおり、昭和五十年に、国税庁長官が、税務行政を執行する上で

の原則論を職員に対する訓示として示したものでございます。内容は御紹介いただいたとおりで、

税務行政は、引き続きこの税務運営方針の趣旨に沿つて進められるべきものと考へておりますし、

国税庁においても、新規採用職員に対して税務大

学校で実施する研修において周知を図つているも

のと承知をしております。

○清水委員 是非、こうした不正事件に対する信頼を回復するため、関与した職員への処分もそ

うですが、現職職員への教育を徹底していただきたい、再発防止に取り組んでいただきたいと思

います。

○清水委員 是非、こうした不正事件に対する信

頼を回復するため、関与した職員への処分もそ

うですが、現職職員への教育を徹底していただき

たい、再発防止に取り組んでいただきたいと思

います。

○清水委員 是非、こうした不正事件に対する信

頼

すか。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

まず、無予告で調査を実施する場合でございま

すけれども、例えば、申告内容、過去の調査結

果、事業内容などから、事前通知をすることによ

り、納稅義務者において、調査に必要な帳簿書類

その他の物件を破棄し、移動し、隠匿し、改ざん

し、変造し、又は偽造することが合理的に推認さ

れる場合とか、あるいは、事前通知をすることによ

り、税務代理人以外の第三者が調査立会いを求

め、それにより調査の適正な遂行に支障を及ぼす

ことが合理的に推認される場合などについては事

前通知を要しないというふうにされてございま

す。

その上で、今御指摘のありました未使用の伝票

を確認するといったことについてでございますけ

れども、一般論として申し上げますと、調査につ

いて必要があるときは、調査対象となる課税期間

以外の課税期間に係る帳簿書類その他の物件も質

問検査権等の対象となるものでございまして、そ

の課税期間には進行年分も含まれるところでござ

います。

○清水委員 加えて、ちょっと説明しますけれど

も、先ほどの事務運営方針には次のような記載も

あるわけです。

事前通知を行なうことなく実地の調査を実施する場合であつても、調査の対象となる納稅義務者に對し、臨場後速やかに、調査を行う旨、調査の目的、調査の対象となる税目、調査の対象となる期間、調査の対象となる帳簿書類その他の物件、調查対象者の氏名又は名称及び住所又は居所、調査担当者の氏名及び所属官署を通知するとともに、それらの事項についても、調査の途中で非違が疑われることとなつた場合、非違といふのは違法ですよね、その場合には、質問検査等の対象となる旨を説明し、納稅義務者の理解と協力を得て調査を開始することに留意をする、このよううに事務運営方針に書かれているわけです。つまり、事前通知を行わなかつた調査であつて

も、調査の目的、調査の対象となる税目、調査の

対象となる期間などを税務職員は納稅者に伝える

義務がありますね。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

そのとおりでございます。

○清水委員 私が紹介した今の税務調査は、事前

通知も行わない、調査の目的、調査の対象となる

税目、調査の対象となる期間について何も伝えず

に、レジや伝票を押さえ、営業中ですよ、二〇二

〇年分の帳簿との照合をしているんです。さらに

は、税務職員が勝手に、勝手にですよ、伝票にナ

ンバーリングを始める。営業中に、お客様がいる

前でですね。

驚くべきことに、この伝票以外使つてはならな

い、ほかに伝票はないとかと束を出させて、何とそ

の未使用の伝票にはわざわざ赤いひもで封印をし

た。ほかにも伝票はありませんか、未使用の伝票

はありませんかと。二階に段ボールで保管してい

ます、すると、わざわざ店の二階まで税務職員が

上がっていつて、いわゆる未使用の伝票の箱を、

またこれ封印をするんですよ。めちゃめちゃじや

ないですか、これは。前代未聞だと思いますよ。

この税務調査では、二重、三重にルールを逸脱

する行為が行われています。国税庁は、個別の問

題に答えられないということはあっても、きちんと

どのようない調査が行われたのか、納稅者の方

ざいます。

委員御指摘の行為がないように、今後とも、そ

の徹底について、研修等を通じて周知を図つてしま

りたいと思います。

○清水委員 それは当然のことなんですけれど

も、ちょっと経験値として鎌水次長に伺いたいん

ですが、次長が御承知されている範囲の中で、

今、私が述べたような、これは個別のケースでな

くて一般化していただいでもいいんですが、事前

通知を行わず、税務署の職員が営業時間中に飲食

店を訪問し、理解と協力を得ないまま、勝手に伝

票にナンバーリングをするといったようなことが今

まであったということ、過去に、次長が知る、経

験上、今までそういうことがあったかどうかとい

うことについては教えていただけませんか。これ

は何もひっかけ問題ではありませんので。そうし

たことを知っているかどうか。

○鎌水政府参考人 お答え申し上げます。

ちょっと個別の対応についてお答えする材料を

持ち合わせてございませんけれども、いずれにし

ても、先ほど来申し上げていますとおり、納稅者

の理解と協力、それを得た上で調査を実施してい

るというふうに考えてございます。

○清水委員 私の質問に答えていただいていない

ことで、このお店のことを聞いているんじゃないんで

す。

んです。

ちょうど確定申告、今、始まっていますよね。コロナの中で、飲食店だけではなく、多くの小規模、中小業者が、納稅をどうするかということでお店に苦労されているわけですよね。このお店

も、決して左うちわということではなくて、いろ

いろな経費がかかる中で、大変厳しい、もちろんコロナの影響もある中で、厳しい状況で頑張って

いるわけですよ。

そういうところに、今言いましたような、税務

署署員が突然乗り込んで、伝票にナンバーリングを打ち始める。実は、途中でナンバーリングのインク

が切れまして、あしたもまた来るわと言つて、次

の日また職員が来て、続きのナンバーリングを始め

ているんですよ。一体何の権限があつてこうしたことをしているのか。こういうことが日常化され

るということになりますと、これは申告納稅制度

そのものの、私は、趣旨と役割というのが損なわ

れてしまうというふうに思っています。

それで、これは要望ですけれども、先ほども言

いましたけれども、これは熱田税務署の件ですか

ら確認すれば分かると思いますので、是非、こう

した違法な調査については納稅者に対して謝罪を

する、そして本件税務調査は終了するべきだとい

うことを強く求めておきたいと思います。

今日は、階委員の方から、税務署職員も国家公

務員倫理カードというものを携帯しているはずだ

ということで、皆さんお持ちということなんですね。

けれども、これこそが国民、納稅者の疑惑や不信

を招くような行為そのものだというふうに言わざ

るを得ません。厳にこうしたことは慎むべきであ

ります。そのことを指摘しまして、私の質問を終わり

たいと思います。

ありがとうございました。

○越智委員長 次に、青山雅幸君。

○青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

まず最初に、中小企業に対する優遇税制の仕組